

令和2年度第5回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和2年7月29日（水）
- 2 開議時刻 午後1時30分
- 3 会議場所 合志市役所 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 村上貴寛
委員 津川裕恵
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
学校教育課 右田純司課長
 淵上佳宏教育審議員
 角田賢治指導主事
 大山寛指導主事
 竹田直広総務施設班長
 吉岡敏夫新設校準備班長
 齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 栗木清智課長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

ただいまより、令和2年度第5回教育委員会議を始めさせていただきたいと思いません。

開会に先立ちまして、塚本委員が今回交代ということで、新しく津川委員に就任していただきました。少しだけ御紹介しておきますと、西合志南中学校で、PTAの母親部長をしていたんでしたんですけども、無理にそれを辞めていただいてこちらのほうに入っていただきました。確か坂本委員もそのような状況でPTAのほうには御迷惑をおかけして、そのときは私も迷惑を被られたほうだったんですけど、今回はぜひ私のほうにお力をということでお願いした次第です。今、新しい教育委員会制度になっていますが、教育委員さん方のお仕事として御意見をお伺いするという事は、とても私は大事にしたいと思っていますし、いつの間にか長くこういった仕事をしていると、これはこうだからと安易にしてしまうのを「いや、ちょっと待ってください。」ということで聞いていただいたり、御質問していただくのは、とても私のほうも勉強になりますし、保護者目線であったり地域住民の方の目線であったりすることは、大切にしていかななくてはいけないと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思えます。

それでは、会議に入っていきたいと思えますが、最初に、会議録署名者の指名をし

たいと思いますが、池頭委員、坂本委員、よろしいでしょうか。よろしく願います。

続きまして、前回会議録の承認ですが、訂正箇所が一部今日付いていると思いますが、私が間違ってお話したところがありましたので、その部分を削除させていただきました。それ以外のことではよろしいでしょうか。

では、御承認いただいたということで、私の7月の教育長動静の報告からさせていただきます。

6月27日 ひかりの子子ども園教育講演会。

6月29日 私立高校ソフトボール全国大会に係る主管校の国府高校校長来庁。
(令和3年度開催予定)

6月30日 クラッシーノから小学校に図書券寄贈。給食運営員会。

7月1日 庁議・政策推進本部会議。

7月3日 かえでの森子ども園へ訪問。中尾菊池郡市中体連会長が来庁。

7月6日 管内教育長会議。

7月7日 社会を明るくする運動作文コンクール依頼のため保護司が来庁。

7月8日 図書館協議会委員の交代に係る辞令交付式。

7月10日 市の校長会議。

7月13日 庁議と政策推進本部会議。

合志市地区学校警察連絡協議会兼生徒指導全体会。学校経営研。

7月14日 新設校説明会に係る学校教育課事務協議。

7月15日 施設の開放に係る生涯学習課事務協議。

7月16日 今年度大学院在学のアクストサクラ教諭が来庁。
総合防災訓練大綱報告。

7月17日 議会の全員協議会。

7月20日 新設校に係る補導員の代表者が来庁。

7月21日 政策推進本部会議。

7月22日 地域学校協働活動運営委員会。

7月29日 教育委員会議。

それでは、管内教育長会議の報告を簡単に御説明します。

田上浩輝教育事務所長の挨拶の中には、そこにありました豪雨災害ということがありました後に、教職員の心身の健康、これが6月に非常にメンタルの先生が急激に増えたものですから、そのお話があつて、無理もせず体調を整えてというようなお話でした。そして、不祥事に関しては、交通事故の発生あたりも多かったので、余裕を持つようなことを大切にしたいということでお話がありました。

働き方改革についてですが、県の教職員の給与に関する条例というのがあるんですけど、それが変更になって6月29日から施行されています。これは後でまた資料のほうを説明したいと思いますけど、簡単に申しますと月に45時間、年間360時間という上限時間というものが設定されます。この上限時間を守ることが大原則で

す。ただ、所長もそのお話をされながら、一番難しくなってくるのは中学校の部活動の対応ということでした。私も実際現場にいた中で、この上限時間を部活動担当、しかもその部を1人で担当しているとすれば非常に難しいと思います。じゃあ、付けないうで部活動をさせられるかということ、それは事故があったときのことを考えたら難しいので、ここは今後、研究を重ねながら実現できるように指導していきたいと思います。教育委員会には、ここに書いていましたように業務量の適切な管理と規則や方針の見直しをするようにという指示が来ております。

それから、管理職の選考考査について、大量退職が今菊池管内では起こっておりますけども、この後の菊池の教育を担う人材を出してほしいと。一昨年度から変更されたのが、まだ子育て世代の方とか、それから親の介護をされている方で、管理職になると今すぐは自分は無理かもしれないと。だからもう今年は受けないというような方も多かったので、そういうときには猶予を設けますと。受けてくださいというような制度に少し変わりました、そういった理由があったら登用はされたとしてもすぐになることはありませんので、安心して受けてくださいというようなことで少し変更ができています。

それから、もう一つは、それぞれの先生方に受考資格と推薦の意味を捉えて校長先生方が責任を持って推薦をお願いしたいというようなことで話がありました。

続いて、管理関係からの話ですけども、採用試験が7月12日に行われまして、合格発表が既に出されています。本市も私まだ全部は上がってきておりませんが、かなり合格率は高いようです。ですけど、これから2次試験がありますので、それによって今後変わってくると思っております。管理職のほうは、校長が8月27日、教頭が8月29日で筆記試験が設けられます。

それから、教育長の諸問題ということで、先ほどありました所長と同じ健康管理について、それから事故防止、不祥事防止、交通事故が5件発生とありますけど、このうち加害事故も少しありますので、そういったお話があったところです。

次に、先ほど言いました「義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」というものですけども、その第7条が、今日の資料の16ページを開けていただいているいいですか。中心的なところで新旧対照表等もそこにありますが、一番勤務時間に関するところでメインになってきますのは、23ページを開けていただいているいいでしょうか。これの(3)のところに時間外在校等時間の上限、これから先は言葉でこの「上限時間」というのをいうそうです。これが1カ月について45時間、1年について360時間というのが明記されています。それと、それでもできなかった場合のことを考えて、(4)のところから3行目の「一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の事業に業務を行わざるを得ない場合には」これは緊急対応です。「委員会は、時間外在校等時間を1箇月について100時間未満及び1年について720時間の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うものとする。」ということで、やむを得ない場合としてはこれを出しておきますよと。でもこれはあくまでもやむを得ない場合ですよというのがあります。そしてその下に、特別

扱いをするにしても条件がありまして、①のほうで1カ月あたりの平均時間が80時間を超えないこと。それから、②のほうでは、1年のうち1カ月について45時間を超える月の数が6カ月を超えないことというさらに条件を付けています。こういったことで教職員の負担がとても今まで、現時点では普通にあっていました。ですけど、それは普通ではないということを意識してもらおうというようなことであります。

そして、24ページです。委員会が学校に講ずる措置として、(1)は、タイムカード等というのがあります。これを公文書としてその管理及び保存をするということです。それから、2番目の休憩時間や休暇の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守するというふうになっています。さらには(3)の1では1カ月に80時間以上勤務した人に関して、これまでもあったんですけど、申し出があった場合に産業医の保健指導を実施することということで、これを徹底するというようなことです。

最後に、5番目の留意事項のところのポイントになっていまして、1番の「上限時間」というのは、上限時間まで業務を行うことを推奨しているわけではないということです。ここまではしていいですよ。だからこれくらいはしなさいよということではないと。あくまでもゼロがいいと。下のほうに書いているんですけども「決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを講ずることなく、学校や教職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない」と。つまり具体的な策なしにこの時間を守りなさいというような指示をしてはいけない。これをしなくていいから帰いなさい。これをやめますのでその時間を短くしましょうという提案はできるけども、ただそういった策なしの帰いなさいというようなことをしてはいけないというふうになっています。それから、2番目が虚偽記録です。これは私も現場にいるとき実際ありました。「先生、時間が多かよ。」という話をする、その先生はいつの間にかタイムカードを虚偽の報告をしていました。だから「先生、今月早かったね。」と言ったら、「はい。」と言っていましたけども、何か実際の本当の報告じゃない時間を報告するというようなことがあったので、それはならないと。最後に、持ち帰り業務ということで、学校にいられないなら持って帰るということで、それも全然変えないということではだめだと。業務の持ち帰りの縮減に向けても取り組みをするという、いろんな意味で本当にどこまでこれができるのかということという、これは一つの徹底した取り組みがないとこの条例をなかなか守ることができない状況になるといけませんので、委員会のほうもできる限りこういったことに協力をしていかねばならないなと考えているところです。

それから、その後、夏季休業中のサービス等については、戻りますけど14ページに県の教育委員会から来ておりまして、従来と変わっておりませんが、今回休みの期間が非常に短くなってしまいましたので、その間に先生たちにしっかり休みを取ってほしいですし、中学校あたりに行く、どうも本市では、意外と休みが短くなったにも関わらずこの休み期間中にもう1回三者面談をするというようなところもあって、特別休暇というのがあるんですけども、それも完全に消化していただけるのか。それからリフレッシュ休暇というような長期間の休暇を取ってほしいというのがあります

けど、非常に難しいような状況が今あります。

それから、指導関係では、全部を挙げておりません。吉本主幹兼指導課長からは、県の学力学習調査は従来どおり実施をするということ。それから、教職員の指導改善研修というのもこれまでどおり進めていただきたい。それから、懲戒処分の指針改定は、これを見ていただきたいんですけど、28、29ページに指針の改定についてということで、これ5月に出たものですけども、パワハラ、セクハラ、それから体罰の規定です。この体罰規定に関しては、これだけ変わっておりますので先生方にも徹底したい。「先月にもお話ししたけども、体罰を常習的に行った場合と事実を隠蔽した場合、それから、特別な支援を要する児童生徒に対して体罰を行ったことということに関しては、さらに処分を重くしますというようなことになっております。

続いて、全国学力学習状況調査の問題の差し上げについてが、今日の資料の30ページに載せているんですけども、コロナウイルス感染症対策のためにこの間休みでしたので、31ページ見ていただくとわかりますとおり、問題の冊子を配りますと。どう取り組むかについては各教育委員会、各学校で対応してくださいというようなことでの通知です。本市においてもどういうふうな取り扱いをするかということでは、今校長会議を通して教務主任、研究部長の先生方を中心に、なるべく学校間の差がないようにということで今指示を出しているところです。まだ明確にどうするかについては決まっております。

続いて、資料の36ページです。川田指導主事から連絡がありましたことで、毎年あっていました、県の子ども人権フェスティバルについてが、集会在パークドームでやっていたんですけども、これを中止するということになりまして、作品展のみを実施するというふうになっています。それから、同時に人権問題としての新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の防止啓発のための取り組みをしてほしいというようなことが出されておりました。

それから、39ページですが、これは以前、「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規則に関する条例」というのがありましたが、これの全部が改正されました。名称が「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」に変わります。以下、1条からずっとありますけども、内容がそういうふうの規定されたということで御紹介をしておきたいと思えます。

そして、久米野指導主事からは、学校の新しい生活様式ということでの話がありましたが、そこにありますとおり、熊本県では「水俣に学ぶ肥後っ子教室」というのがずっと行われていたんですけども、それに関しても本年度はこれまでどおりのやり方はできないということで紹介がっております。

そして、ようやく6月の終わりのころに来たんですが、新型コロナウイルス感染症の感染（疑いを含む。）が判明した場合の初動対応についてということです。45ページからです。これは報告についての規定をここにはずっと書いてありますが、実際には今もう非常に切羽詰まった状況になってはいますが、うちでも今指針を明確にしていこうということで御紹介している内容は何かといいますと、一番重たいのは子ども

たちや先生たちがPCR検査の結果陽性とわかったという場合です。これは当然教育委員会から臨時休業ということで、その学校をおおむね最長14日間の臨時休業を出します。じゃあ、その手前はといいますと、まず濃厚接触者としてPCR検査を受けることになった場合です。陽性の一つ前は各学校で子どもたちと教職員に対して自宅待機をしてもらいます。自宅待機をしていただいて陰性であるというのがわかれば解除です。そのまま次の日から登校再開となります。ただ、陽性となったら先ほど言いましたとおり、その後は臨時休業に入りますし、当然、消毒という作業に入っていきます。じゃあ、そのもう一つ前はといいますと、濃厚接触者ではなくPCR検査を受けている場合です。この場合は、実際学校の子どもたちの自宅待機とかそういった指示はしません。あくまでも濃厚接触者でPCR検査の対象になった場合は自宅待機をします。でもそうではなくて、ただPCR検査を受けているだけだったらしませんし、当然、家族の方が濃厚接触者だとしても、まだその段階では学校で自宅待機とか臨時休業とかはしないということです。その段階で今後も進めたいと思っているところです。それが目安として取り組んでいることとなります。

それから、原田指導主事からお話がありましたのが、児童生徒の自殺予防です。資料の51ページからです。これは、当然夏休み明け8月から9月上旬に一番ありますので、その対応については、当然、今回はコロナウイルス感染症対策もありますけど、やっていただきたいというのがあります。そして、本市でもそのことについてはしっかり取り組みたいということで考えています。

その他のことですが、先月池頭委員のほうから言われました。私も本当にそうだったなと思うんですけども、書面では確認を取っておりましたが、学校の夏季休業日のほうですけども8月1日から8月23日までというふうにしておりますので、まず今日再確認をさせてください。そして、部活動等については先ほど言いましたとおり郡市レベルで代替大会が実施されています。

不登校に関して、気になりますのがそこにありますとおり、差は出てこないんですけども対策ということで、今本人が不安を感じている。保護者が不安を感じている。それから実際に体に症状が少し出ている。そういった場合、すべて出席停止と取り扱っていますので、不登校の子どもたちも除外されるような状況があります。この2、3日で急に状況が変わりまして、昨日71名まで出席停止が増えてしまいました。一番少なかったときは20名までその出席停止の数は下がっていたんですけども、ここ何日かでまた急激に今増えているような状況があります。そういったことでの取り組みというのは今後もしっかり続けていかなければいけないと考えているところです。

私からは以上ですが、何か今お話したところで御質問ありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

以前、教育長がお話になっていたことで、3点ありますが、1点目は、手洗い場の増設についてどうなったのか。2点目は、夏季休業中前に教育相談をするというのが一つの2学期制の売りだったんですけど、それは各学校がどのように取り組まれている

るのか。3点目に、在校等時間について合志市も管理規則で決めて、現実的にはこういう条例も出てきているんですけど、どのくらい把握されていてどのように指導をされているのかという点についてお願いします。

○中島栄治教育

1点目については、施設のほうは学校教育課長のほうから説明をお願いします。

○右田純司学校教育課長

手洗い場の増設について、学校のほうに調査をかけまして、足りないという学校が2校ありました。一つが合志南小です。もう一つが西合志中央小です。そちらの学校につきましては、もうすでに工事が終わっています。

○池頭俊教育委員

どのくらい増えたんでしょうか。

○右田純司学校教育課長

西合志中央小が蛇口の数でいくと3本だったと思います。合志南小が12本あるかないかぐらいだったと思います。

○池頭俊教育委員

4カ所ですよ、合志南は学校だよりか何かを見ると。

○右田純司学校教育課長

そうです。流し台の数で言えば4台になります。渡り廊下の部分が一番多くて、あとは廊下で腰掛けみたいになっているところを撤去してそこに流し台を置いたような形で、廊下とかにも置けるんですけど、廊下の幅の関係があつてなかなか置き場所が難しいところが実際ございました。そのあたりを考慮して、できるところに追加したような形になっています。

○中島栄治教育長

教育相談に関しては、私が校長会議で確認をしておりますのは、今週1週間は6時間授業をしている学校はありません。まずは希望者を優先して4時間か5時間で1時間もしくは2時間の教育相談の時間を設けています。そして、今度はこちらから指定した子どもたちや保護者の方、そういった形で100%ではないですけども実施をしていると聞いております。それ以外に何かありましたか。

○大山寛指導主事

中学3年生については、今週と来週も夏休みに入ってからでも教育相談をしている学

校もあります。

○中島栄治教育長

中3に関しては今言いましたとおり、子どもたちとの2者を先に今のうちにしておいて、3者は夏休みになってからという学校もあるようです。それに関して6月の校長会議では2学期制にしたときの原点でもある教育相談の充実というのがあるのでというのはお話ししてあります。

○池頭俊教育委員

中3に限ってはですね。

○浏览上佳宏教育審議員

3点目の勤務時間につきましては、毎月調査をかけておりますので、報告が上がっていますので、それで把握はしております。今年度の4、5月は昨年度と比べて圧倒的に少ない。これはもう当たり前で、臨時休校しておりましたので、ただ、6月に入りましたらやはりぐっと増えました。ただし、令和元年度よりは若干減っています。ただ、去年までは集計の中で80時間以上をオーバーしているところを問題視して指摘していたんですが、今年度ルールに変わりましたので、45時間以上の数を比較するようにしています。それでも昨年度よりは若干減っていますが、さすがに6月はどんと増えましたので、ただ学校の認識とすれば、まだ80時間はしてないからいいでしょみたいな感じで、いや45時間が問題ですよということを繰り返し言っていますし、45時間もトータル45時間掛ける12月ではないですよということも言っています。これは校長会議、教頭会議、主幹教諭会議、すべてのところでこの法律の改正、今日いうとこの改正から発生したところで、これが守られてないということは、つまり違法状態だということをしっかり認識していただいて取り組んでくださいと毎回指導しているところです。すみません、具体的な数字は申し上げられませんが、そのような状況です。

○池頭俊教育委員

それで、先ほどの条例の中にもあった長時間を防ぐための取り組みを講ずることなくそれだけではだめですよ。じゃあどういう取り組みをして長時間の在校等の時間を減らしているのかというのを調査してほしいし、そういう事例等について各学校にきちんと徹底してほしいんです。管理規則をきめたときに、本当にこのことが守れますかという話はしたんです。そして、今この条例も出てきて、結局これから先中学校では教育長の今の話の中にもあったように、部活が引っかかってしまうととてもとてもできない。結局はできていませんということになったら、ある意味教育委員会として何を指導したのかという形になるわけで、どういうふうにしないといけないかというのは確かに試行錯誤の部分はあるのかもしれませんが、ぜひ45時間、いわゆる在

校等時間をできるだけ減らして、これに合ったような形での勤務体系を取っていただきたいなと思っています。

○中島栄治教育長

正直、私もそのことが一番今引っかかっていることで、一番というとはかにもいっぱいあるんですけども、保護者の皆さんにもきちんとお話をしなくてはいけないだろうと。それについては、例えば委員会からこういうふうになっておりますと。ですから、例えば部活動等の時間についても今から見直しをしますので御理解、御協力をしてくださいというようなあたりは、委員会のほうからもできることは取り組みを始めたいと思っています。

では、それ以外の方で何か御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

では、続いて、本日の議案のほうに移っていきたいと思います。第1号議案、合志市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則の制定について、担当よりお願いします。

○荒牧聡啓発教育班長

こんにちは。人権啓発教育課の荒牧と申します。本日は課長の飯開に代わりまして出席させていただいております。

それでは、議案第1号の御説明をさせていただきます。資料は3ページから7ページにわたります。この件につきましては、前回の教育委員会議におきまして池頭委員のほうから御指摘を受けておりまして、この御指摘を受け精査をさせていただきました結果、5本の関係規則についての一部改正をしたいと考えております。

資料の4ページをお開きください。新旧対照表となっております。こちらがわかりやすいと思いますので、こちらで御説明させていただきます。確認いたしました結果、右側にありますとおり5本の設置規則に「教育委員会教育長」という規定がございました。そこで題名を「合志市社会教育指導員設置規則等の一部を改正する規則」とさせていただきます、合志市社会教育指導員設置規則、合志市コミュニティ指導員設置規則、合志市公民館長設置規則、合志市人権教育指導員設置規則、合志市地域人権教育指導員設置規則の5本につきまして、一括で改正させていただきたいと思います。

改正理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条におきまして、「教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織する」と規定され、同条第13条におきましては、「教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」と規定されていることから、組織である教育委員会とその代表である教育長とを分けまして、責任の所在を明らかにするため、この「教育委員会教育長」のところを「教育長」に改めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○中島栄治教育長

この件に関しては、御意見はありませんでしょうか。

では、これで改正するということで進めたいと思います。

では、続きまして、議案第2号、合志楓の森小・中学校開校準備に関する検討内容についてということで、会のほうからお願いします。

○吉岡敏夫新設校準備班長

改めまして、こんにちは。新設校準備班の吉岡から説明させていただきます。使う資料は別冊資料で施設関係と書いてあるものと、別紙その1、その2、その3というイラストなり図面集がある二つを使って説明していきたいと思っております。途中からこの画面を使って通学路あたりは説明していきたいと思っております。よろしくお願いします。

別冊資料におきまして、議案第2号ということで前回6月26日の教育委員会議において、例えば小学校の服装運用について標準服での運用の方向性で協議を進めていきますということでお話したかと思っております。開校準備に関する組織としては、開校準備委員会と開校後の学校運営を担っていただくことを決める運営準備委員会の、車で例えると両輪の組織でやっております、この1カ月間で、例えば朝の子どもたちが通学する時間帯に合わせて、街歩きを実際に雨の中でしたりとか、あと運営準備委員会の中の小学校部会、中学校部会、部活動各部会で分かれて協議を進めていった結果を運営の親会で、開校準備委員会も並行して小学校の服装についてということで、約1カ月間みっちり話をしてきた結果を今日承認なり決定していただきたいと思っております。

項目として上げておりますが、検討内容についてということで、項目番号でいうと(1)から(7)について、今日の教育委員会において諮りたいと思っております。

説明のほうは、よければ一通りまとめて一括させていただいて、各項目について各委員様から御意見をいただいた上で、各項目について最終的に決定していただければと思っております。

さっそく一つ目が(1)小学校の服装運用ということで書いております。1枚目が左下にスライド番号1、2と振ってあるかと思っております。スライドでいうと2のほうを見ていただくと、約1年前の6月実施の新設校の服装の意識調査結果というのがあるかと思っております。もともと旧合志エリアの小学校は自由服で運用しております。旧西合志地域においては標準服運用をしております。それぞれの転籍をしていただく予定の方、当事者の皆さんに意見集計をした結果というのが、今赤枠で困っているところがございますが、旧合志地域は小学校も中学校も60%の方が標準服を希望すると。西合志東小、西南中は90%を超えた形になっておりました。全体としては72.3%が標準服と統計的には言えるんですけども、今までやはり自由服であった旧合志地域においては、丁寧に説明していく必要があるかなということは事務局としても認識しております。

次の3スライドを見ていただくと、その調査のときにあわせて御意見をいただいております。代表的な意見の列記をさせていただいております。標準服の代表的な意

見、自由服の代表的な意見ということでございます。いくつか項目があると思うんですけども、多く書いてあった中では、統一感が取れるんじゃないかという御意見が標準服を選んでいただいた方は多くありました。量販店とかいろんなところで買える。金額もある一定のボリュームゾーン以下でそろえられるということもありまして、高価な服をわざわざ買わなくてもいいんじゃないか。家庭の経済格差をあえて表出しにする必要はないんじゃないかという意味では、いじめ抑制も含めて標準服がいいのではないかというのが代表的な意見としてありました。

方や、自由服の代表的な意見では、個性が生かせる。普段着でよいので経済的。経済的な捉え方は各人違うとは思っているので、お互い経済的という御意見はありました。標準服をあまり枚数がない、所持していない場合を想定した御意見だと思うんですけど、毎日の洗濯は負担ではないかと。標準服では冬の防寒対策が不十分ではないかという懸念もありまして、こういった意見が代表的にありました。

総合的には、今1カ月間かけて集中的に協議した結果としては、開校時において自由服ではなくて標準服で楓の森は運用をしていきたいというような話をしていきたいと思っております。ただし、移行期間というのも必要ではないかということで、開校準備委員会の中でも出まして、中学校においても今中1の子、来年中2の子は今着ている標準服、中学校の制服をそのままの格好で合志楓の森中学校に行くこととなりますので、おおむね2カ年を移行期間として設定することによって、小学校においてもスムーズな標準服運用が進むのではないかという付帯事項付きの話ですけども、合志楓の森小学校の全体としては標準服運用でしていきたいというのが開校準備委員会での結論としてありました。

あと黒丸で書いております。男女の記載をなくす。その他の規定については中学校に準じる。こういったものを具体的に書いたものが別紙その1の資料を御覧になっていただきますと、ビジュアル的なものもイラストで入れておりますが、別紙その1、こちらは合志楓の森小学校の服装のきまりの案として作らせていただいております。このベースは現在標準服運用しております西合志東小のものをもとに作らせていただいております。ここの男女の記載をなくすというのは、性差をあえて出す必要はないんじゃないかというところで、そういった趣旨での男女という記載はあえてなくしております。それと、同じ敷地内に一番長くて9年間通うこととなりますので、連続性のある服装運用も含めて中学校の基準を準じた形で考えていくということで、そういう意味でこういうきまりということで決めていくような形にしたかどうかというところでございます。実際、分離元の中学校に確認しますと、靴下については式典とかのときは白で運用としては統一してるということでしたので、小学校のふだんはもちろん自由な靴下でいいかなというところはあるんですけども、式典のときは標準服、靴下は白でというところで、実際の現場の運用としては、現場の新しい校長先生には引き継ぐような形で、開校時説明としてはそれで考えていきたいというところが、まず協議項目1番目の小学校の服装運用についてでございます。

引き続き、次がスライド番号でいきますと5スライドで入学時の全員購入品という

ことで、これも別冊資料で別紙その2でA3の横表の折り畳みの表があるかと思ひます。こちらを御覧になっていただければと思ひます。こちらも運営準備委員会のほうと開校準備委員会のほうと両方で検討していきまして、分離元の合志中、西南中からの合流での合志楓の森中学校ですので、移行がスムーズに行くような形でというのが基本的な考え方のベースとしてあります。この別紙その2の①の通学靴から12番の徒歩通学者雨カバーの仕様というところであるかと思ひます。この別紙その2の②のスリッパから⑤のサブバックです、これは枠囲みして強調している部分があるかと思ひます。基本的には既設校と似たような物品を指定するような形で、開校時はスタートしていききたいと思ひているところがございます。こちら先ほど言ひましたとおり、移行がスムーズに行くような大きな意図がありますので、取り立てて新設校だからといって新しいものを一から作るのではないというところの基本的な考え方でやっていききたいと思ひております。実際、開校後に3年から5年以内に物品購入の選定委員会というのも作っていく必要があるかと思ひますので、開校時はこれで行ったとしても、これが半永久的に続くわけではない。見直しの時期が来たら関係者の意向を確認した上で見直すべき項目については見直していただきたいというところで、これはあくまで開校時の示すような形での全員購入品になるかなというところがございます。これが項目でいうと(2)の部分になります。

引き続き、(3)の部分がスライド番号でいうと6スライドになるかと思ひます。合志楓の森中学校の標準服、ブレザータイプで何度かお見せしたことがあったかと思ひますが、詳細の部分についてですけれども、首周りにつけるネクタイないしリボンあたりをどうするかというのがはっきり決めておりませんでしたので、これも運営準備委員会、開校準備委員会の中でここ1カ月間で集中的に協議をしていただきました。こちらリボン、ネクタイ、ありなしの場合ということで代表的な意見を書いていただいております。開校がスムーズに行くプラス事務局としても一緒に考えたのは、なるべく保護者の負担が抑えられるような考え方がいいのではないかとというのが基本ベースであります。先ほどの物品の選定委員会の話でもしたんですけども、開校時はネクタイ、リボンなしでスタートして、数年後、やはり必要ではないかという話が出た場合は、しっかり見直していただくような感じで引き継ぎをしていくのが開校時としてはいいのではないかとということが、開校準備委員会としての結論というか教育委員会に上げたいという話の項目でございました。

次が、これも標準服の細かい部分の仕様ですけれども、標準服の左胸に付くこととなりますワッペンとあとボタンは、これもいくつか複数項目がある中で、先日の開校準備委員会の中でそれぞれワッペンについてはタイプGという、今カラーであるかと思ひますけれども、校章のカラーであるえんじ色系の合志楓の森中という表示の外側に緑色の背景の、合志楓の森小学校の校章の色をあしらった、このような形での標準服のワッペンがいいのではないかとということで決定していただいております。

次が、ボタンについてですけれども、ボタンのイメージとしては真ん中の剣が5本見えるような形は校章のマークと共通しておりますが、校章の図柄をベースにボタンの

形状を考えていただくということでございます。ボタンのほうには楓の森ジュニアハイスクールという字は見えづらいんですけども、2021ですか、こちらが入ってくると。ワッペンには入らないけどもというところで、これが教育委員会のほうに上げていきたいということで、開校準備委員会としての決定案として出しております。

次が、体操服のロゴデザインについてですけども、こちらは西南中の体操服によく似たデザインではあります。ただ、斜めのラインは楓の森の独自性のあるような形ですけども、校名がはっきりわかるような形での表示は入れていきたいということで、体操服のロゴデザインについてはこちらでいかがだろうかということで、今日諮りたいと思っております。

次が図面も関係してきますので、説明させていただきます。まず次が議題の5として自転車通学ルールと書いております。少し見づらいんですけども、大体イメージで囲むと、これが新設校を中心とした半径2キロの距離です。御代志の一部が2キロ以上になります。合志南小側はこの2キロ以内に大体全部入ってしまうところがあります。新設校の開校時においては、駐輪場の台数は160台整備をするところですけども、実際通学路を後で説明しますが、子ども同士、自転車の中学生の歩きの小学生の中での事故が非常に心配される箇所がいくつか開校前から懸念される場所もありますので、開校時においては、基本的には2キロ以上の子たち、中学生のみ自転車通学を認めるような方向性で考えていきたいなど。現場の運用としては、既設校は部活動に入っている子には例外的に認めているところもありますので、そこは新しい校長先生に引き継いでいきたいなどというのがこの自転車の通学路でございます。距離については分離元の合志中、西南中も同じ2キロでやっておりますので、その基準はそろえたところで考えております。

次が、議題6として通学路素案として、今お示ししている図面が別紙その3にあたるかと思っております。見ていただければと思っております。一応、エリアの説明として追加でつけ加えさせていただいております。御代志地区あたりを①と今日の資料は付けております。陽光台地区あたりが②です。黒石原のほうが③と④ということで付けさせていただきます。

この通学路を説明していく前に街歩きのほうを6月22日、7月3日、7月7日の3日間しております。いずれも通学時間帯、朝7時半から8時過ぎというところで実際歩いております。実際、主な交差点の車の通過車両台数あたりも30分、40分間計っております。この新設校の周辺地域においては車の交通量が非常に多いところと、排水関係が開校前の現時点として懸念としてあり、実際現地を回って事実として認識をしております。

それらの街歩きを踏まえたところでの通学路案として示したいのが、エリアごとに説明していきますと、まずこちらの①番あたりが御代志地区と九州沖縄農研区、このエリアがどういうふうなルートでくるのかというのが、これが市道の御代志木原野線を通ってきて、牛井屋さんのところの交差点を南下します。ここの学園大グラウンド前に信号がありますので、信号を渡ります。信号を渡った後に、今度は国道387を

渡るためにここの信号でまた渡ります。線路そばで一旦止まっていただきます。次、この南北の信号、国道387が青になったときにこういうルートで進んでいただきます。というのが、ここの箇所が車の往来が非常に多いです。特に東西の信号が青のときは交通量が多いので、ここにいる子どもたちにとっては非常に危ないので、国道387が青のときではないと線路を渡ることが難しいかなというのが、実際歩いてみて感じたところです。あとはずっと再春荘側南側を通っていくルートでいきます。新設校の北門から入るような形がこの西エリア、御代志、九州沖縄農研区からの通学路になるというところで想定しております。

次が、こちらの陽光台地区です。こちらが黒石原13号線と15号線ですけども、特にこの南北のルートが現在非常に車の往来が多いです。開校時、通学路として設置したいと思っていますのは、ここの地点が特に道が区間が狭いんですけども、開校時はこのルートです。南北を北上し、右折し、東側に向かうルートでローソン交差点のほうに向かって東門から入るようなルートで考えていっています。ここは街歩きのとときに黒石原納骨堂があった1本西側のルートも検討してみたんですけども、実際、地元の黒石原区の区長さんとか交えたところでの話し合いをしていったんですけども、開校時は今でも合志南小にこのルートで行っているの、開校時はこれで説明していったらどうかというのが結論として出ております。

次が、黒石原地域ですけども、開校時1,000名弱でスタートするうちの人数でいうと五、六百名が黒石原から北上していくような人の動きになります。陽光台地区が大体200名ぐらいで、最初にお話した御代志エリアからは100名ぐらいで、その他の黒石原の北東部とかがそれ以外になるので、ここの五、六百名が南から北に行くこのルートが、一番の大動脈の通学路になってきます。実際、ここの市道が校区の境目になっているんですけども、人の流れとしてはこの固まりとこの固まりがあると。ここが五、六百名の固まりになってしまうので、そこをなるべく分散したいというのが回った委員さんの中でも話がありました。なので、ボリュームとしてはこの東エリアの動きとこの西側エリアの動きを分散させる通学路を考えていくのがいいんじゃないかという考え方で今回設定させていただいております。実際、ヤマザキデイリーコンビニができたところに信号機が新しく今年の初めについております。こっち側から来る子たちが、一旦学べる広場の交差点に集まっていたくようなルートで考えています。街歩きのほうはデイリーのほうから北上して保育園の前を通るルートも考えたんですけども、実際、開校準備委員会の議論の中では、開校時は西側に流すほうがいいのではないかという話が出てきました。あと、西側のエリアはやはり分けて、西側からそのまま北上させるような人の流れを作るべきではないかなという考え方はあります。実際、市の建設課の歩道事業を予定してまして、計画的にやっております。国庫補助事業も絡んで開校前までには全部の路線が完了するわけではないです。学校周りのこの区間は今年度に終わります。ローソン交差点から肥後銀行のラグビーグラウンドからセブンイレブンぐらいまだが、大体令和3年度に予定しています。セブンイレブンから南のほうに行く学べる広場の途中までが4年度で、学べる広場交差点は交

差点改良が併せてする予定でして、今鍵型の交差点になっているかと思うんですけど、あれを十字交差にする計画がありまして、ということは補償が伴う物件の移動が伴いますので、その辺も時間がかかる予定を想定しておりまして、そこまで終わるのが令和5年度、開校からすると2年後になるんですけども、それが状況としてあります。なので、学校教育課としては道路部局である建設課なり、こっちでいうと土地区画整理室のほうも道が今クランク上のルートがこういうふうなルートで出来上がる予定です。建設課なり土地区画整理室の関係課にはうちの開校準備委員会の通学路の協議結果を共有していきまして、本格的な整備は後の年度になるにせよ、開校時までにはできる暫定的な整備は最低限してほしいということで話をしております。そこら辺の整備内容を書いてあるのが、このセブンイレブンから学べる広場の区間です。ここに歩道と車道を区切るような形でのポールとか、歩道を青く塗る。歩道ですよというところで客観的に示すような形の道路整備を暫定的な形であっても必ずしてほしいということで話をしております。あと、こちら、将来的に土地利用が宅地化される可能性もあるかもしれないこの東部地域ですか、恵楓園よりも東部地域のこのあたりの子たちも今合志南小に行っている子たちがいます。その子たちは現在はこういうふうなルートで行っておるようです。合志楓の森に向かうためには、今、恵楓園の一番敷地の外側が交通安全上はちゃんと木々が生い茂っていて分離はできるんですけど、犯罪に巻き込まれる恐れが実際あるんです。真っ暗というのが厳然としてあります。今から話をしていかなければいけない話ですけども、施設管理者である厚生労働省なり恵楓園の自治会さんあたりと話をし、子どもたちの安全確保、あと地元、恵楓園との交流も含めて、ここを通らせていただけないか。将来的には通学路の草刈りとか私たちができることも交流事業の一環としてそういったお互いウィンウィンの関係になるような形で使わせていただけないかということで、これは今から話をしていくところですけども、そういうところで開校時についてはこのエリアの通学路としては考えて言ったらどうかなというところで話をしております。この協議は近々行きたいと思っております。開校時の説明会までにはある程度通学路案として説明できるような形で整えていきたいと思っております。

次にこの青い星印がローソンの交差点ですけども、信号機設置が開校直前ですけども、2月ぐらいに設置予定がされています。この信号機のタイプはスクランブル交差点用ではなく普通の信号機になります。警察の予算で信号機が設置されるんですけども、例年、県の条例の改正を伴うので、いつも直前の時期、2月ぐらいになるというのは例年の話らしいので、設置時期は直前ですけども、ここに信号機の設置がかなう予定であります。あと、黒丸に人マークが何カ所かあるかと思うんですけども、この説明は実際に今合志南小なり西合志東小に向けてボランティアで朝立っていただいている見守りの人たちがいらっしゃるかと思うんですけども、合志楓の森が8カ月後できるにあたっては、この地点にいてもらわないと困るかなという場所を落としています。実際、これも地元のPTA、あと地元の区長さんをはじめとした区のボランティアで立っていただいている方の組織と話をしていかなければいけないところなんです

けども、開校時としては、このポイントに人が必要ではないかなと想定していますので、その御協力を地元の皆さんで子どもたちを守っていこうという取り組みをしていただきたいということで話をしていきたいと思っています。この青矢印については、横断歩道の線を引くなり、横断歩道が難しい場合でも横断指導線とって、道路として認識していただける。人が渡る可能性があるよという意味での指導線を引いていただく予定の箇所になります。現状ではっきり結論は出ていない箇所も数カ所はあるんですけども、これも近々道路関係部局と交通安全部局と、あと県警のほうと詰めていって、開校準備に備えたいというふうに思っております。通学路の部分が話が長くなりましたが、開校時においては子どもの安心安全を守ることが非常に大事なことで行政のほうでも認識しておりますので、後で説明しますが、開校説明会のときにも時間を割いてこの部分は丁寧に説明をしていきたいと思っております。

次のスライドでいうと11になりますけども、議題としては7項目目、登校班、PTA組織、見守り体制の立ち上げについてということで、スライド11になっているかと思えます。こちらが実際登校班については、合志南小は登校班ありで運用されています。西合志東小はなしで運用されております。この中で、事務局としては登校班をつくる方向で考えていたんですけども、先日の開校準備委員会のほうで話を振ったところ、いろんな状況があると思うので、もう少し丁寧に手続きを踏んでほしいという話がありまして、実際、当事者になっていただくべき合志楓の森のPTA組織がまだできておりません。作ってほしいということできずずっと働きかけをしていまして、8カ月前になりますのでPTAの皆さんの認識としても、もうそろそろ動いていかなければという認識は持っていたらいいんですけど、実際、新しい組織ができたところで並行して登校班をつくるかどうか、担い手がどういうふうな方に担っていただくかという話をこれは引き続き協議継続というところで承認していただければと思っております。セットになっていますけど登校班、PTA組織、見守り体制の3点セットは継続的に協議を進めていきたいなというところが今日時点での説明となります。時間を長く取らせていただきましたけども、項目でいうと7項目です。開校準備委員会の中で今日の教育委員会の中で承認になり決定していただくような基本ベースとしての7項目を上げさせていただきました。説明を終わります。

○中島栄治教育長

始めてから時間が経ちますので、空気の入れ替えをしなくてはいけないので、ここで一旦切って、再開後に御質問をお受けしたいと思っておりますので、方向としては今の議題ということはどういうふうな今方向でしているんですけどもということで、気付かれたこととか御意見とか、差し戻してもう一回ここは審議してほしいとかというようなことがあったら、そういった御意見をこの後出していただければと思います。では、3時まで一旦休憩を入れます。

午後2時52分 休憩

午後3時00分 再開

○中島栄治教育長

それでは、休憩に続いて始めたいと思います。

じゃあ、一つずついきたいと思いますが、議題1、服装運用についてはよろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。この今話し合っているのは休憩前に教育長からの話が合ったように、この教育委員会の中ではどこまで関わるかというのが大事だと思うんです。だから、すべてのことを教育委員会で決めたとなると、それは僕はおかしいと思うことがいっぱいあります。先ほどのお話の中にも教育委員会がきちんとならないといけないところはあります。だから、それについては準備委員会等でこういうふうになりました。もっといろんな意見を聞きたいので教育委員会にも諮りました。それで了承しましたという形でいかないと、じゃあ新設校の校長になって、こう決まったのをこのように変えたいとなると、教育委員会で決めたことを校長が変えるとなると、僕はそれはとても問題だと思うんです。だから、当然新しい学校づくりからいろんなものについては、新しい校長ができないから準備委員会を開いてやっているんだと思うので、今回はこのようにしました。もっと多角的な意見はありませんか、幅広く意見を求めますということでここに出されました。我々から言うところのこんな意見があります。こんな意見があります。はい、わかりましたというところで行くという形にしないといけないんじゃないのかなと、僕は何かずっと話を聞きながら引っかかってる部分があります。

○中島栄治教育長

だから、今出していますけど、これ議題としては捉えないでください。議決機関ではないので。この中で議決として教育委員会として決めることではないです。これはそれぞれのところで、最終的にはその学校で、例えば保護者と学校とで相談してこういった方向にしようというふうにするべきもので、その方向として今運営員会が出されています。運営員会がこのように進んでいますということで今報告があっているという受け止め方をしてください。ですから、でもこれはまだ決めるには早いんじゃないかとか、これはこういった点でもう一回見直したらいいのではないかというのを、この教育委員会議から意見として出すという形のほうが、私は先生がおっしゃるとおりいいと思いますので、議決としてではなくこちらの意見として受け止めて、もう一回確認をしていきたいというふうな方向でいいですか、担当のほうは。

○吉岡敏夫新設校準備班長

わかりました。

○池頭俊教育委員

そうじゃないと、小学校の標準服もあるし自由服もあるのを、教育委員会はなぜそういうことをしているのかとなるんです。合志市教育委員会は全部標準服でいくと決めないならおかしいんです。

○吉岡敏夫新設校準備班長

市内全部での決定ではないかということですか。

○池頭俊教育委員

そう。ここは認めているここは認めてないというようなことをそれぞれするということがあったら、ここで決めたらいけない。でも内容については確かに教育委員会がかなり入ってきちんとやらなければならない。通学路等については、当然入ってやらなければならないことはあると思っています。

○吉岡敏夫新設校準備班長

わかりました。ありがとうございます。

○中島栄治教育長

ですから、これは議題として提案するのではなくて、今進んでいる報告をして御意見を聞いて、最終的にはその学校で決めていかなければならないことがたくさんあります。まず、標準服についてはこの方向で進んでいるようですが、このことについては何か御意見はありませんか。じゃあ標準服の方向でということですよ。

次、議題の2について、入学時の全員購入品についてということで、別紙の方向で進んでおりますが、これはよろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。先ほどここでも話したんですが、合志中の自転車、通学に適した自転車なんですか。

○吉岡敏夫新設校準備班長

ここは合志中の先生に聞いた結果をそのまま載せています。さっき言っていたように、実際荷台が付いているのが実際ですよ。

○中島栄治教育長

でないと認めてない。

○池頭俊教育委員

だから合志中が運用でそのようにしているんだと思うんですけど、大元の決まりは

これだとしても、これを通学に適しているだけだったら別に荷台は要らないと思うんです。だから、ここはもう一回そこら辺は相談していただいて、やっぱり合志楓の森中学校もそれに似たような形で出さないと、基本は後ろの荷台があったほうがいろんな意味ではいいと思うんです。

○栗木清智生涯学習課長

それは決まっていたと思うんです。前かご、荷台、センタースタンドという3点セット決まっていたと思う。

○池頭俊教育委員

だから、これに並べてあると合志中はこうなっている。通学に適したというのは自分が通学に適したと思えばいいわけだ。

○中島栄治教育長

そんなふうには書いているけど、実は違う。

○吉岡敏夫新設校準備班長

はい、というところです。

○中島栄治教育長

だからそれも一回確認をしてからこれは精査してください。

○吉岡敏夫新設校準備班長

わかりました。ありがとうございます。

○中島栄治教育長

じゃあ、議題の3について、じゃあ村上委員。

○村上貴寛教育委員

ネクタイとリボンのところですけど、ありの場合となしの場合ということで、実際どっちかに最初から決めておいたほうがいいのかと思います。数年後ネクタイ、リボンがあったほうがいいのかという意見があって、そこで変えるのも手間がかかるかなと思うんですが。どっちか最初に決めて、それで進んでいったほうがいいのかと思いました。

○中島栄治教育長

提案はなしでいくということですが、準備委員会の方向はなしでいっているよね。

○吉岡敏夫新設校準備班長
なしのところですよ。

○中島栄治教育長

じゃあ、なしの方向で開校はしてもらって、そして、どうしてもまた中のほうで保護者や子どもたちやら、やっぱりありがたいとなったらもうそこで決めてもらうような形のほうが納得できるのかなと。

○吉岡敏夫新設校準備班長

なしのところで公表していくところです。

○岩男竜彦教育部長

村上委員がおっしゃるのは、それをあえてこれを書いておくということですね。

○村上貴寛教育委員

何かそういう意見も結構あると。

○岩男竜彦教育部長

下の方は除いてですね、私もそれでいいと思います。やむを得ず何年か後に出たらそのとき考えればいい話です。

○中島栄治教育長

あえて最初から入れるわけではない。じゃあ、そんなふうをお願いしたいと思いません。

議題の3はもうそれであとはいいですか。ワッペン、ボタンについては、よろしいですか。

では、体育服についてはよろしいでしょうか。もうこの方向でということ。

じゃあ、次の自転車通学ルールについてはもう先ほどの細かいところあたりはもう一回精査してください。

○吉岡敏夫新設校準備班長

はい、精査します。

○中島栄治教育長

ただ、ここは校区としては実際近いですね、ほとんど歩きで行けるとおもいます。

そして、次の議題6について、通学路素案については何か御意見はありませんか。

○村上貴寛教育委員

御代志の線路の渡るところです。この別紙3では、この横断歩道渡って線路のところに見守り必要箇所が載っていないんですけど、画面では載っているように見えたんですけど、これはもう配置をしているんですか。

○吉岡敏夫新設校準備班長

そうです。お配りしたのがここは入ってなかったですね。

すみません、漏れておりました。ここでしっかり止めてもらわないと、ここを往来する車にひかれてしまう恐れがありますのでここは必要という認識があります。

○中島栄治教育長

あそこは補導員が二人要ります。

それから、あと7のほうに関しては先ほど、何かどうぞ。

○坂本夏実教育委員

通学路のところですが、御説明ありがとうございます。今度説明会がございましたよね。今日私も封書をいただきましたが、このときに約600世帯を御予定されていますよね。それで通学路というのはもちろん事故、事件でとても大事で、ましてや初めての今回は通学路ということで、これを御説明されるにあたって、箇所箇所で、もしお写真があって、それを見せていただけるとよりわかりやすいのかなと思います。

○吉岡敏夫新設校準備班長

説明資料の中で写真をちりばめてですね。わかりました。

ありがとうございます。

○中島栄治教育長

そうですね、こっち側から行っているとこのそこの写真があって、反対側を渡ると、ここを渡ってとかというのがですね。

あとはないでしょうか。通学路素案について何か。申しましたとおり、私も気になっているのは、都市計画であったり道路計画であったりするものがまだ先のことで、ただもう現状スタートしなくてはいけないんです。ですから、それについてはしっかり説明もしながら、危険であるという認識ももとに地域からの協力をどうにかして得なければいけないということ。そういう説明をしなければならないと思っています。

じゃあ、議題の7についてはよろしいでしょうか。津川さん、せっかくいらっしゃっていますけど、現PTAの中ではこの話は出ているのでしょうか。

○津川裕恵教育委員

いや、ちょっと外れたのでわかりませんが、市のPTA会議、会長と母親部長

の会議の去年の段階では何人か候補がいらっしまったような気もしますが、はっきりとは把握していません。

○中島栄治教育長

まだ話は止まっているかな。

○津川裕恵教育委員

はい。伺ってはいないので。

○吉岡敏夫新設校準備班長

前回、7月21日の開校準備委員会が終わった後にしつこい念押しを、PTA会長さん4名、委員さんでいらっしゃるんですけど、残ってもらっていて念押しはしまして、その21日時点でもう近々はっきりした組織についてはやっていますのでとは言っていたので、近々話をさせていただけるものと思っています。

○中島栄治教育長

だからそのときに音頭を取るところがどこなのかが、丸投げしたら多分動かないもんね。

○吉岡敏夫新設校準備班長

行政が招集するものではないんですけども、協議の場で会議室は提供しますのでは言っています。

○中島栄治教育長

言っている。

○吉岡敏夫新設校準備班長

はい。その返事待ちではあるんですけど、今10日ぐらいなので。

○中島栄治教育長

そろそろ催促をしないと。

○吉岡敏夫新設校準備班長

はい、いかがでしょうかという話は来週しようかなとは思っておりました。

○中島栄治教育長

はい。ここは何かまた情報がありましたら担当のほうにも知らせてください。では、一応議題の7まではよろしいでしょうか。

じゃあ、日程3の報告事項等で8月の行事予定についてお願いします。

○ 淵上佳宏教育審議員

8ページを御覧ください。たくさんありますので全部は説明しません。8月の行事予定ですが、もう御承知のとおり夏休みは8月1日からということでございます。

合志市行事関係でございます。

8月 6日 市の校長会議。

8月 11日から14日 合志市は4日間を学校閉庁。

それから8月の後半には市議会関係がいろいろ入ってきております。それと、後ほど課長補佐から説明あると思いますが、21日、22日、23日、29日、30日に、先ほどから説明してありますような内容のことにつきまして、合志楓の森小中学校開校説明会を5回に分けて行うという形になっております。

8月24日 教育委員会議。

それから、県関係につきましてはたくさんありますが、夏休みが短くなった分、その短い間に大会とか研修とか入っております。もちろん中止されたものもありますが、そういう形でたくさん入ってきていますので、特に教職員が本当に夏休全部使えるのかなという心配もあるところでございます。

教育事務所の関係の研修はほぼ中止とかという関係で、すっきりした形になっていきますが、全体として見るとやっぱり中止した分とか、オンラインしたにしても期間が短いのでたくさん入ってきていることになっております。

それから、関係団体、学校行事のところを見ていただきます。

8月24日 合志市、菊陽町、大津町が前期後半を開始。

8月25日 菊池市が前期後半を開始。

それから、8月の後半の土日には各小中学校の愛校作業が入っていますが、これもコロナウイルスの関係でまだどうなるかというのがありますが、現時点では入っているというようところでございます。

簡単に説明しましたが、以上でございます。

○ 中島栄治教育長

この24日の1時半からということでの教育委員会議はよろしいでしょうか。じゃあ、24日の教育委員会議、1時半からということでの予定のほうお願いしたいと思えます。

では、次に移りたいと思います。その他について、生徒指導についてお願いします。

○ 大山寛指導主事

資料の9ページ御覧ください。不登校児童生徒数といじめ関係の報告をいたします。不登校児童生徒数につきましては、4月、5月休校がありまして、6月に増えて

おりますが、教育長からも話がありましたように、出席停止をしている場合もあるということでここに上がってきておりませんが、各学校毎にそれは把握をしておりますので、家庭訪問もしくはSSWとかSCを活用して対応をしているところでございます。今のところおおよそですが、SSWには約70人、そしてSCのほうに約20人つないで対応をしていただいております。また、適応指導教室についても例年よりも少し多めに既に入室しておりまして、三つ各々、4人程度以上は今そこで、活動しているというような状況であります。あと、欠席、10日から29日の児童生徒のほうもかなり増えておりまして、ここから30日以上長欠のほうに行く可能性もあるということで、各学校、先ほど申し上げたように専門機関を活用しながら対応してもらっているところでございます。

○中島栄治教育長

これは出席停止には入っていないんですね。

○大山寛指導主事

入っていません。

○中島栄治教育長

これに出席停止は入っておらず、病気とかそういったことでの長欠ですね。

○大山寛指導主事

ただ、学校の判断になります。

○中島栄治教育長

校長判断ということですよ。

○大山寛指導主事

はい。いじめのほうですけども、小学校から2件新しく上がっておりまして、内容としましては、からかいとか悪口、そして1件は叩かれたというような状況がありました。2件ですけども共通しているところは、アンケートで自分で申し出ているというのが共通しているところでございます。各学校においてはアンケートや教育相談などで直接何か訴えるところを増やしていただくということを学校にお願いしようと考えているところでございます。

対処につきましては、3カ月の見守りをしますもので、3か月後に解除をするということで、今は随時被害のほうの子どもさん、そして保護者の家庭のほうに、1週間から2週間あたりに1回ぐらいは状況を確認してもらっています。あと、加害のほうにも個々に応じた指導をきちんと継続してもらおうよう見守りもお願いをしているところでございます。

私のほうからは以上です。

○中島栄治教育長

解決の方向で進んでいるということですね。

○大山寛指導主事

そうです。全部一旦今のところ一区切りをされていて、現在経過観察状況となります。

以上です。

○中島栄治教育長

よろしいでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。不登校の数は8名で長期欠席者の中で12名とありますよね。全欠はその中で何人ですか。

○大山寛指導主事

長期欠席者の中で全欠は5人です。

○中島栄治教育長

よろしいでしょうか。はい。

それでは、続いて合志市楓の森小中学校について報告をお願いします。

○吉岡敏夫新設校準備班長

一つすみません、別冊資料のレジユメのほうの3枚目の裏、スライド番号でいうと12スライドになります。開校説明会ということで項目を上げております。教育委員さん皆さんの机に封筒を置かせていただいております。教育委員さんにもよければ来ていただきたいなと思っております。開校説明会ということで、現在小1から中1、開校時は1学年ずつ上がる方たちと、開校時に小学1年生になる現在年長児の約50世帯、長子を1世帯とカウントしております。600世帯で新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1世帯1人のみの参加をお願いしております。この600名プラスその他の参加者として教育委員さん、市議会の議員の皆さん、関係区の区長さん、関係区の民生委員さん及び合志市内の10校の教職員の先生たち、あくまで任意参加ですけれども、70名程度参加していただいたところで100名になるかなと想定しております。合計700名を5回に分けて、140人ずつ分散して開催をしたいと思っております。

次のスライドがヴィーブル文化会館を借りまして、21日から30日の五つの日程

で、時間帯もそれぞれ書いておりますけども、8月終わりなので各校の愛校作業の日もありますので、それを除外した中で、行政区単位でもう指定日を設けて通知のほうにはお知らせしております。教育委員の皆さんも通知上には最終日で日程が書いてあったかと思えます。分散に御協力くださいという趣旨で書かせていただいております。この日程でやっていくところですけども、主に話す項目としては3点予定しております。1点目が、既に公表している資料を積極的な広報活動、市のホームページには確認しているんですけども、あえてそれを積極的には広報PRができていなかった部分もありますので、まず決まったところを一通り話をしていきたい。

それと、2番目の項目としては現在検討中の部分で、今日確認していただく項目も含めて、決定したことも含めて、現在進行形の部分も2項目目として説明していきたいと思っています。

3点目が、その説明会を聞いた中で、参加者の方の御意見、あるいは気になること、心配事を書いていただくアンケートを取ろうと思っています。あくまで開校までに引き続き動いていきたいと思っていますので、あえて記名式で書いてくださいということで、その後連絡も取れるので、言わんとする趣旨も紙の中で伝わらない部分もあるかもしれませんので、記名式でいただいて、その後の開校準備に反映したいと思っています。後ほどコロナウイルスの話も局長からあるかと思うんですけど、現時点では開催の予定で、夏休みも始まりますので、昨日、各小学校、中学校、関係4校に保護者様を通じて同じような通知を渡していただくようにしております。コロナウイルスの状況で合志市内にも蔓延する可能性も十分ありますので、現時点では開会の方向でしていきますけども、万が一の場合も想定したところで、当日の開校説明会の資料作りに関しても動画であったりホームページ上である程度見ていただけるようなつくりも想定して、説明会をするからしないからではなくて、共通である程度ニュアンスとしてお伝えしたいことが伝わるような資料作りを今から詰めてやっていくところで準備をしたいと思っています。

以上が開校説明会についてです。

引き続き、校歌についてということをお話しすると、新設校の校歌については、小学校、中学校別々の学校になりますので、2校の校歌を作っていく必要があるということで、現在の状況を説明させていただきますと、赤字で書いておりますが、現在、大津高校の音楽の講師の先生を務めていらっしゃいます赤星誠司さんに内諾をいただいております。教育長を通じて話をしていただいております。現職のころは合志中学校において長年音楽の先生として勤められていて、またヴィーブルで自主事業がっておりますが、「ドレミの広場」、今年はコロナウイルスであっておりますが、現在も関わり持っていていただいている非常に合志市においてゆかりのある作曲、作詞者であると思っております。これも開校準備委員会のほうでこの方をお願いしたいということで、今準備を進めている最中でございます。

報告の3個目ですけども、私が担当で新設校の学校給食の一部業務委託ということで進めております。6月末に募集要項の広告を始めておまして、約1カ月後になる

一昨日の7月27日に募集説明会をやりまして、説明会に参加していただいた事業者としては4社手を挙げていただいております。このスケジュールで9月にかけて企画提案書を提出していただきまして、10月にプレゼンテーションとか含めた審査をして、市議会と教育委員会のほうにももちろん報告していきたくは思っていますが、11月にその結果をお伝えできる段取りで進めております。その辺の説明を一通り説明責任を果たした上で契約締結を12月中旬予定で進めたいと思っております。第4四半期にあたる令和3年1月から3月の3カ月間かけて業務委託の準備期間として、試食会あたりも計画したいと思っております。日程はまだ決まっておりませんが、そういったトレーニングとか事前の準備を十分にやった上で業務開始になる開校時に合わせて、令和3年4月開始できるようなところで進めていきたくは思っております。

以上、報告事項としては3点、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

○中島栄治教育長

じゃあ、この3点の報告について何か御質問ありませんか。よろしいでしょうか。

では、以上で全日程を終了しましたが、全部を通して何か御意見等、お気づきなどありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、終わりたいと思いますので、御起立をお願いします。

以上をもちまして、令和2年度第5回教育委員会議事を終わらせていただきます。
お疲れさまでした。

午後3時34分 閉会